

# 平成28年10月からの健康保険法一部改正

## 兄弟の被扶養認定における要件変更

兄弟を被扶養者と認定する要件として、被保険者が兄弟の生計を維持していること、同居していることが必要でしたが、平成28年10月から、兄弟に対する同居要件がなくなります。

現 行
(兄弟の扶養要件) ・主として被扶養者に生計を維持されていること ・被保険者と同一世帯に属していること(※1)



平成28年10月～
(兄弟の扶養要件) ・主として被扶養者に生計を維持されていること (※2)

(※1) 「同一世帯に属していること」とは、被保険者と同居及び家計を共同することです。

(※2) 別居の場合、生計維持の確認として、仕送りをしている証明(銀行振込通知等)の添付が必要です。  
仕送りについて⇒[http://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/sinsei/huyou\\_siokuri.htm](http://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/sinsei/huyou_siokuri.htm)

## 短時間労働者の社会保険の適用拡大

厚生年金保険法等の改正により、社会保険(厚生年金・健康保険)の適用基準が緩和され、短時間労働者(パートタイマー)にも社会保険の適用が拡大されます。

現 行
(短時間労働者の加入要件) ・労働時間・労働日数が正社員の3/4以上



平成28年10月～
以下の全ての基準を満たした場合、適用されます。 ①従業員501人以上の企業に勤めていること ②1週間の所定労働時間が20時間以上あること ③月額賃金が88,000円以上(年収106万円)以上であること ④勤務期間が1年以上見込まれること ⑤学生でないこと ただし、休学中の者や、大学・高校の夜間部の定時制の課程の者は被保険者となります。 ※加入対象であるかについては、お勤め先へお問い合わせください。お勤め先の健康保険に加入された場合は、当健康保険組合の扶養から外す手続きが必要となります。 扶養から外す手続き⇒ <a href="http://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/sinsei/huyou_sakujo.htm">http://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/sinsei/huyou_sakujo.htm</a>